

●石橋会場(石橋庁舎3階会議室)

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/16(火)~17(水)	上町・寿町	3/1(月)~2(火)	上古山・上原
18(木)	石町・旭町	3(水)~4(木)	下古山
19(金)~22(月)	本町	5(金)~8(月)	通古山・第2雇用団地
23(火)~24(水)	栄町	9(火)~10(水)	若林
25(木)	下石橋・入の谷・富士見町・グンゼ	11(木)	下長田・上台
26(金)	上大領・中大領・東前原・下大領・第1雇用団地	12(金)	細谷・橋本

●国分寺会場(国分寺庁舎隣 国分寺公民館内IT研修室)

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/16(火)~18(木)	駅東・医大前・烏ヶ森	2/25(木)~3/2(火)	川中子
19(金)~22(月)	笹原・箕輪	3(水)~9(火)	小金井
23(火)~24(水)	国分寺・紫	10(水)~12(金)	柴

## 個人住民税における 新たな住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が設けられました

### ■住宅ローン控除制度の概要

平成19年から税源移譲に伴い個人住民税(市・県民税)の住宅ローン控除が創設されましたが、政府の生活対策の一環により、平成21年から平成25年までに入居され、平成21年分以降の所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方も、個人住民税の住宅ローン控除適用の対象となりました。また、昨年まで必要とされた個人住民税住宅ローン控除の申告書の提出は原則不要となりました。

### ■平成11年から平成18年までに入居した方

所得税の住宅ローン控除の適用者のうち、税源移譲により所得税額が減り、控除できる額が減ってしまった方は、これまでは市に申告いただくことで所得税から控除しきれなかった額を翌年度の個人住民税から減額していました。平成22年度から年末調整や確定申告をされた方は個人住民税住宅ローン控除の申告書の提出は原則不要となりました。

例外として退職所得(分離課税を除く)、山林所得、平均課税の確定申告をされる方は、個人住民税の住宅ローン控除申告書を提出したほうが、稀に控除額が有利になる場合があります。総務省申告書作成ツールにて控除額を比較していただき、有利な方は個人住民税住宅借入金等特別税額控除申告書を市税務課に提出してください。

### ■平成19年・平成20年に入居した方

所得税の住宅ローン控除期間が10年か15年のどちらかを選択できる特例が設けられているため、個人住民税からの控除の対象になりません。

### ■平成21年から平成25年までに入居した方

所得税の住宅ローン控除適用者で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額のある方は、その控除しきれなかった額を翌年度の個人住民税から減額します。年末調整や確定申告をされた場合、特別な申告は原則必要ありません。

特定増改築等(バリアフリー・省エネ改修)に係る住宅借入金等の金額はこれらの対象となりません。

### ■注 意 事 項 ~次のようなケースは控除が反映されません~

事業所から市へ提出される給与支払報告書や税務署から回送される確定申告書に、住宅借入金等特別控除の額・住宅借入金等特別控除可能額・居住開始年月日の記載がないと、個人住民税の計算に住宅ローン控除が反映されませんのでご注意ください。年末調整や確定申告の手続きは今までと変わりません。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554